

年末年始の交通事故防止運動

令和5年12月21日(木)～令和6年1月3日(水)

年末年始は人や車の動きが慌ただしくなり、飲酒の機会も増え、交通事故が増えます。

飲酒運転等の危険運転防止



夕暮れ時と夜間の交通事故防止



高齢者の交通事故防止



歩行者の安全と自転車の安全利用の確保



©2010 熊本県くまモン

運転者、歩行者、家庭、職場で声をかけ合い、交通事故ゼロの熊本へ!

運転者は

- ① 飲酒運転の悪質性・危険性、結果の重大性を認識し、飲酒運転をしないことを厳守しましょう。
- ② 計画的で余裕のある運転を心がけるとともに、夕暮れ時の前照灯の早め点灯や、夜間の上向き点灯を実践し、歩行者等に早めに気付くよう努めましょう。
- ③ 高齢者や子どもの歩行者及び高齢運転者マーク等(身体障がい者・聴覚障がい者・初心運転者マークを含む)を表示している車両に対して、思いやりのある運転に努めましょう。特に、横断歩道上の事故を防ぐため、「てまえ運動」を実践しましょう。
(※てまえ運動:歩行者は横断する意思、運転者は横断させる意思を、手を前に出して合図を送り合って体現し、事故を未然に防ぐ運動)
- ④ シートベルトやチャイルドシートの全席着用を確認してから発進しましょう。後部座席を含むシートベルトやチャイルドシートの効果と必要性について理解を深め、正しい使用を実践しましょう。
- ⑤ 道路交通法の改正に伴い、令和5年4月1日より、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車に乗車するときは、必ずヘルメットをかぶりましょう。また、自転車の右側通行、一時不停止、信号無視などの危険性及び自転車も車両であることを認識し、正しい交通ルール・マナーを習慣付けましょう。
- ⑥ 令和5年7月1日から、一定の条件を満たす電動キックボードは、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されました。正しい交通ルールを理解した上で、電動キックボードに乗りましょう。



飲酒運転は 犯罪です!

酒酔い運転

〈罰則〉

- 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

〈行政処分〉

- 免許取消【点数35点】

酒気帯び運転

〈罰則〉

- 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

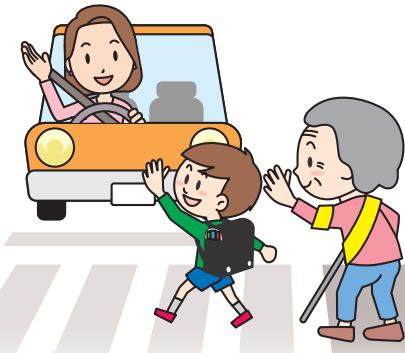
〈行政処分〉

- 呼気1リットル中アルコール0.25mg以上免許取消【点数25点】

- 呼気1リットル中アルコール0.15mg以上0.25mg未満免許停止【点数13点】

歩行者は

- ① 「信号を守る」など、歩行者の交通ルールを再認識し、安全な行動を実践しましょう。
- ② 夕暮れ時や夜間の外出時には、明るい色の服や反射材用品等を着用しましょう。
- ③ 道路を横断する際、横断歩道が近くにある所では、横断歩道を渡りましょう。
- ④ 横断歩道を横断する際は、「てまえ運動」を実践しましょう。
幼児・児童は「手を大きく上に挙げて」横断歩道を渡りましょう。
- ⑤ スマートフォンや携帯電話等の画面を見ながら歩くのは止めましょう。



家庭では

- ① 飲酒運転の危険性や結果の重大性について話し合い、飲酒運転をしない・させない・許さない環境を作りましょう。
- ② 身近な高齢者に対する交通安全の呼びかけを推進しましょう。
- ③ シートベルトとチャイルドシートの全席着用を習慣付けましょう。特に、子どもの命を守るチャイルドシートの重要性を認識し、正しく使用しましょう。
- ④ 自転車乗車用ヘルメットの着用について話し合い、習慣付けましょう。



職場では

- ① アルコール検知器を活用し、二日酔いを含めた運転者の体調確認など、飲酒運転をさせない管理を徹底しましょう。
- ② 安全運転管理者等を中心に、思いやり運転の定着化に向けた交通安全教育活動を推進しましょう。
- ③ 朝礼、点呼等において、シートベルトの全席着用を始め、一人ひとりが交通ルールを厳守し、率先して模範的な交通行動を示すよう指導を徹底しましょう。

